

島根県報道発表資料

[一覧へ戻る](#)

1012 発電用原子炉の運転期間延長認可制度等についての知事コメント

平成25年4月3日
原子力安全対策課
山崎 功
TEL : 0852-22-5695
Mail : gen-an@pref.shimane.lg.jp

- 本日、原子力規制委員会において、発電用原子炉の運転期間延長認可制度等に関する政令等の整備方針が示された。
- このうち政令で定める内容は、延長期間の上限を20年とし、具体的な延長期間は個別の原発ごとに審査し判断するなどというもの。
- 本日晒された方針では、運転延長を認可する際の具体的な審査基準は示されていない。
- 今後、これらを具体化したうえで、パブリックコメントを実施して広く意見を聴き、7月に施行される予定と聞いている。
- 県としては、国における具体化の状況を注視していく。

[一覧へ戻る](#)